

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百三項9、第百四項9、第百六項第二号3」を「第百三項9、第百五項第二号3」に、「第百七項4、第百九項7並びに第百十三項第十一号9」を「第百六項4、第百八項7並びに第百十二項第十一号9」に改め、同条の表中第十号を削り、同表第十一号上欄中「別表第百四項9」を「別表第百三項9」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号上欄中「別表第百六項第二号3」を「別表第百五項第二号3」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十三号上欄中「別表第百六項第五号2」を「別表第百五項第五号2」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十四号上欄中「別表第百七項4」を「別表第百六項4」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号上欄中「別表第百九項7」を「別表第百八項7」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号上欄中「別表第百十三項第十一号9」を「別表第百十二項第十一号9」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号上欄中「別表第百十三項第十二号11」を「別表第百十二項第十二号11」に改め、同号を同表第十六号とする。

第四条中「別表第百十三項第一号6」を「別表第百十二項第一号6」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百十三項第一号6」を「別表第百十二項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百十三項第二号6」を「別表第百十二項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第百十三項第三号7」を「別表第百十二項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第百十三項第四号7」を「別表第百十二項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第百十三項第五号6」を「別表第百十二項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第百十三項第六号6」を「別表第百十二項第六号6」に改め、同表第七号上欄中「別表第百十三項第七号13」を「別表第百十二項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第百十三項第十三号」を「別表第百十二項第十三号」に改める。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。